

## 施設園芸暑熱対策緊急支援事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 生産資材等経営コストが増加する中、高温障害による夕張メロン等の品質低下や収量減少が見受けられており、施設園芸における暑熱対策を図ることが緊急的に必要となっている。

このため、物価高騰の影響が相対的に大きい小規模の農業生産者を中心にパイプハウスへの暑熱軽減効果のある被覆資材導入を支援し、経営の安定化と次期作への意欲の持続を図ることを目的とした支援を実施する。

### (事業実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 夕張市内において、販売目的で農業生産する農業者（（販売目的で農業生産する法人を含む。）以下「販売農家等」という。）であること。
- (2) 令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間の農業収入（以下「令和6年農業収入」という。）が50万円以上であること。ただし、法人の場合は、令和6年1～4月から開始する事業年度の売上（以下「令和6事業年度の売上」という。）が50万円以上であること。
- (3) 今後も引き続き、農業生産を継続する意欲があること。
- (4) 市税等を滞納していないこと。
- (5) 夕張市暴力団排除条例（平成24年条例第12号）第2条第2号に規定する暴力団または同条第3号及び第4号に規定する暴力団員等でないこと。
- (6) 法令及び公序良俗に反していないこと。

2 前項の規定に関わらず、市長が特に必要と認めたもの。

### (補助の対象)

第3条 本事業の補助の対象となる事業経費はパイプハウスの被覆資材の購入費

### (補助金額)

第4条 前条の補助の対象に係る補助金額は、令和6年農業収入または令和6事業年度の売上が1,500万円未満の販売農家等は15万円を上限とし、令和6年農業収入または令和6事業年度の売上が1,500万円以上の販売農家等は10万円を上限とする。

### (補助金の交付申請等)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、施設園芸暑熱対策緊急支援事業交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 令和6年農業収入（法人の場合は、令和6事業年度の売上）を確認できる書類

(2) 購入した被覆資材の見積書

(3) その他市長が必要と認める書類

2 申請期間は、令和8年1月26日から令和8年3月19日までとする。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は前条の申請に基づき、補助金額を決定し、施設園芸暑熱対策緊急支援事業交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の変更交付申請等)

第7条 申請者は補助対象事業の内容又は補助対象経費の額を変更するときは、速やかに様式第1号を市長に変更申請するものとする。ただし、当該補助対象経費の増減額が20パーセント未満の変更の場合はこの限りではない。

(補助金の変更交付決定)

第8条 市長は前条の変更申請があった場合は、変更後の補助金額を決定し、様式第2号により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 申請者は事業が完了した際には、施設園芸暑熱対策緊急支援事業実績報告書（様式第3号）に次の掲げる書類を添えて、市長に報告するものとする。

(1) 補助金の振込先を確認できる口座通帳等の写し

(2) 購入した被覆資材の納品書

(3) 購入した被覆資材の写真

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定、交付)

第10条 市長は第9条の報告を受理した際には、当該報告書の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、事業完了検査を行い、補助金額を確定し、施設園芸暑熱対策緊急支援事業補助金確定通知書（様式第4号）により申請者に通知するとともに、補助金を申請者に交付するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和8年1月23日から施行する。